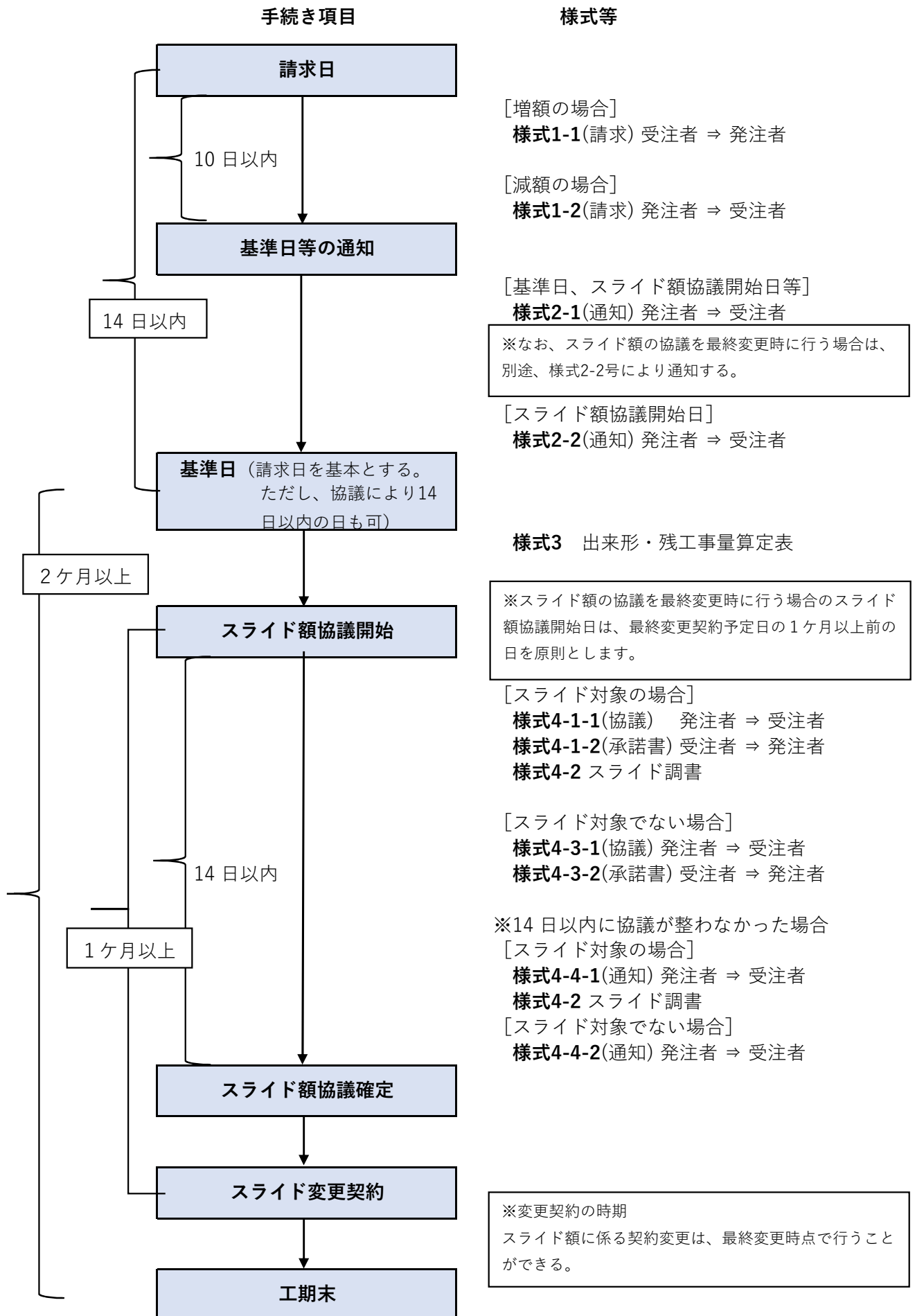


工事請負契約書第25条第6項に伴う実施フロー

※適用対象工事となることが想定される場合は、出来高確認の準備等があるため、受発注者間で事前の協議（基準日など）をしておいて下さい。



※変更契約の時期
スライド額に係る契約変更は、最終変更時点で行うことができる。